

特集

中核市「寝屋川市」誕生



—まちの新たなステージへ—

市は、平成31年4月1日に中核市に移行します。市民の皆さんに身近なサービスをより充実し、これまで以上に暮らしやすく魅力と活力のあるまちへ飛躍します。

図 都市プロモーション課(☎813・1146)



中核市「寝屋川市」が目指すもの

- 1 命** (いのち) 保健所の機能を活用し、市民の命と健康を守ります
- 2 生活** (くらし) 安全安心で暮らしやすいまちを整備します
- 3 未来** (みらい) 高い都市格を有し、市民が誇りに思えるまちを次代につなぎます

中核市とは

法で定められた要件(人口20万人以上)を満たし、国から指定を受けた市で、横浜市、大阪市などの政令指定都市に次いで大きな行政権限を持ち、より多くの行政サービスを実施することができます(下の図のとおり)。

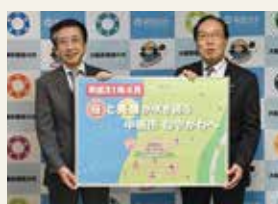
全国1,718市町村の中で、国から中核市として指定されているのは58市だけです(平成31年4月現在)。

市の種類と事務の範囲

府が担当する事務	府の事務の範囲		
	府の事務の約1割を実施	府の事務の約6割を実施	府の事務の約8～9割を実施
警察の設置など 児童相談所の設置(必置)、国道・府道の管理など 保健所の設置、産業廃棄物に関する事務など 環境に関する事務など	一般市 (四條畷市・交野市など)	中核市 (人口20万人以上) 全国で54市 (豊中市・枚方市など)	政令指定都市 (人口50万人以上) 全国で20市 (横浜市・大阪市など)
	今まで	移行後	
	事務権限 小 ← → 大		

中核市移行までの経緯

- 平成 28 年 6 月 市長が移行を表明
7 月 府への協力要請
29 年 11 月 中核市移行基本方針の策定
30 年 3 月 市議会で「中核市の指定に係る申出」が全会一致で可決



中核市のキャッチフレーズを
発表

- 平成 30 年 6 月 府議会で全会一致の可決を経て府知事が中核市の指定に係る申し出に同意
8 月 国(総務大臣)に中核市指定の申し出



野田聖子大臣(当時)に申し出

- 10 月 中核市移行の関係政令の公布(移行が決定)
31 年 4 月 中核市に移行

中核市移行でここが変わる!!



保健所設置で市民サービス向上

保健所の主な事務

- 感染症のまん延防止
- 指定難病などの医療費助成の申請受理
- 精神保健に関する相談支援
- 病院、診療所、施術所の開設などの申請受理
- 薬局などの開設許可・監視指導
- 特定給食施設などへの指導
- 飲食店などの営業許可、監視指導
- 理容所、美容所などの開設届の受理、立ち入り検査
- 成人健（検）診、各種がん検診、成人の予防接種
- 特定健診、特定保健指導

保健所は、地域住民の健康を支える拠点と位置付けられている施設で、結核・感染症対策、難病や精神保健に関する相談、食品衛生・環境衛生対策など専門性の高い業務を行っています。

中核市移行により、これまで府が行っていた保健所業務を市が行うことで、市の実情などを踏まえた保健衛生サービスを提供することができるようになります。

保健所には、保健師のほかには医師・獣医師・薬剤師・管理栄養士・精神保健福祉士などさまざまな専門職がいます。それぞれ単独では解決が難しい課題も、知恵を出し合い、地域の医療機関などの関係機関と連携して保健サービスの質を向上させていきたいと思っています。

保健総務課（保健師）
伊藤 弘美



Q1 保健所はどんなところ？



窓口を分かりやすく、ワンストップで対応

府と市、さらに市の中でも分かれていた類似の業務を一元化します。

環境・廃棄物対策



申請者



申請者



スピーディー!



Q2 「寝屋川市保健所」になって何が変わる？

1 保健所すこやかステーションを設置

市立保健福祉センター1階に「保健所すこやかステーション」を設置し、府から移管される保健所業務のうち、難病やこころの健康に関する相談業務を行います。

これにより、同じ建物内で保健所と福祉・子育て部門の両方に手続きや相談ができるようになります。

2 動物に関することは保健所へ

飼犬登録など動物に関することはそれぞれ別の課や府で行っていましたが、動物に関する業務の窓口は保健所に一元化します。

動物に関する相談は保健所に連絡してください。

3 感染症の発生時などに迅速・適切に対応

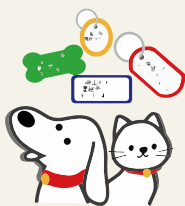
新型インフルエンザなどの感染症の発生や流行の情報が国から直接提供されるようになるため、対策の検討や適切な情報発信など、市の初動対応がスピードアップします。また、感染拡大を防ぐためのマニュアルの整備、訓練なども市が中心となって実施します。

保健所すこやかステーションで行う業務

- 成人健（検）診、各種がん検診、成人の予防接種
- 特定健診、特定保健指導
- 指定難病医療費助成の申請受理
- 難病患者及びその家族への療養などに関する相談支援
- こころの健康に関する相談

動物に関する主な取り扱い業務

飼犬登録／狂犬病集合予防注射／所有者不明猫避妊去勢手術費の助成／犬や猫に関する相談／野生鳥獣の捕獲に関する相談 など



保健衛生課（獣医師）

東 愛子

これまで府と市がそれぞれ業務を行うことで、不便に感じることもあったかと思いますが、市の実情に合わせたサービスを一括して提供することで、市民の皆さんに「便利になった」と実感してもらえるように努めていきたいと思っています。

教育の質の向上

教育研修センターが、新たに「総合教育研修センター」として明徳に移転・オープンし、これまで府が行ってきた初任者研修をはじめ、各種研修を全て市で行います。子どもたちの安全・安心や学力・心力・体力の更なる向上に向けて、市の施策や子どもの実態に応じた教職員研修の充実を図ります。併せて、教育相談・教育支援、英語村などの事業を実施します。



申請から決定まで、手続きをより早く

市、府の2段階で行っていた手続きを、市が全て行うことで、手続きにかかる時間が短縮されます。

母子父子寡婦福祉資金の貸付など



担当窓口と業務内容が一部変わります

4月1日(月)から次のとおり機構改革を行い、業務内容と担当窓口が変わります。

※保健所の開庁時間は午前9時～午後5時30分です。

図 総務課(☎825・2195)

機構改革

- 健康部を「健康政策課」、「保険事業室」、「保健総務課」、「保健衛生課」、「保健予防課」、「健康づくり推進課」に再編します。
- 社会福祉法人などの認可や監督に関する事務を一元的に行うため、福祉部に「指導監査課」を設置します。

	主な変更点	
環境部	環境保全課(市クリーンセンター) ☎824・1021	■ 産業廃棄物排出事業者に対する規制・監視指導 ■ 産業廃棄物処理業などの許可・監視指導 ■ 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・監視指導 ■ PCB廃棄物に関する届出など ■ 大気汚染防止法に基づく規制・監視指導
健康部	健康政策課(市立保健福祉センター5階) ☎812・2372	■ 休日診療 ■ 障害者歯科診療 ■ 地域保健審議会事務に関すること
	保険事業室 (医療助成担当、市立保健福祉センター2階) ☎812・2363	■ 医療費の助成に関すること ■ 特定不妊治療に関すること ■ 肝炎治療に関すること
	保健総務課(保健所) ☎829・7771	■ 医療機関・薬局の開設などの申請手続き ■ 医療従事者免許の申請手続き ■ 特定給食施設等の開始などの届け出
	保健衛生課(保健所) ☎829・7721	■ 飲食店などの営業許可・監視指導 ■ 理・美容所などの開設届の受理・監視指導 ■ 旅館の営業許可・監視指導など ■ 犬・猫に関する相談／飼犬登録
	保健予防課 (感染症担当、保健所) ☎829・7773 (難病担当 ☎812・2361／精神保健福祉担当 ☎812・2362、いずれも保健所すこやかステーション)	■ 結核・感染症予防に関する相談 ■ こころの健康に関する相談 ■ 難病患者及びその家族の療養などに関する相談支援
	健康づくり推進課(保健所すこやかステーション) 健康づくり担当 ☎812・2002、特定健診担当 ☎812・2374	■ 成人健(検)診・がん検診 ■ 成人の予防接種 ■ 特定健診・特定保健指導
福祉部	指導監査課 (市立池の里市民交流センター体育館棟) ☎812・2027	■ 幼保連携型認定こども園の設置認可申請などの受付 ■ 指定介護老人福祉施設などの指定申請などの受付 ■ 指定一般相談支援事業者などの指定申請などの受付 ■ 指定障害児通所支援事業者などの指定申請などの受付
	保護課(市立池の里市民交流センタープレハブ棟) ☎838・0347、☎812・2025	■ 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関の指定・変更など
	高齢介護室 (市立池の里市民交流センタープレハブ棟) ☎838・0518	■ 特別養護老人ホームの許可申請などの受付 ■ 軽費老人ホーム開始の届出など
政策まち部	都市計画室(市役所本庁3階) ☎825・2266	■ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録など ■ 住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録など
こども部	こどもを守る課 (自立支援担当、市立保健福祉センター2階) ☎838・0155	■ 母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還などに関すること
	子育て支援課(市立保健福祉センター2階) ☎838・0374	■ 小児慢性特定疾病医療助成制度に関すること ■ 母子保健に関すること(身体障害児・慢性疾患児など)
教育部	総合教育研修センター ☎822・2126 (教育相談電話窓口 ☎822・7830)	■ 教職員の研修 ■ 教育相談・教育支援

